

ご自宅へ送付されている「資格情報のお知らせと個人番号（マイナンバー）確認のお願い」に関して、お問い合わせの前に以下を参照ください。

問合せ内容	回答
扶養家族が4人いるが、3人分しか送付されてきていない。残りの1人分はどうなっているのか？	本人と扶養家族の合計が5人以上の場合は、郵便の関係で2通に分かれて送付となります。もうしばらくお待ちください。
マイナンバーカードを強制的に作れということか？	今回お送りした文書は、マイナンバー（下4桁）があっているかどうか、家族の扶養状況が正しいかどうかを確認いただくためのお願いです。
厚生労働省から封書が届いた。何かする必要があるのか？	
マイナンバーカードを作らないと病院を受診できないのか？	マイナンバーカードを作成される予定の無い方は、2025年12月までにお送りする「資格確認書」にて受診いただくことになります。
就職している家族を扶養から外したい。	「事象申請システム」または各社人事窓口へ申請ください。
9月より任意継続被保険者となったが資格情報のお知らせが任継前の情報になっている。任継用の「資格情報のお知らせ」は送付してもらえるか？	印刷されている情報は、8月24日時点の情報です。任意継続後の資格情報のお知らせは、後日12月以降にお送りします。
入社日と保険証の資格取得日が違うのはなぜか？	人事異動により健康保険の事業所が変わった場合は、人事異動日が資格取得日になっています。
マイナポータルへのアクセスQRコードを読み込んでもログインできない。	印刷されているQRコードは、マイナポータルにアクセスするためのものです。アクセス後、マイナンバーカードでログインください。
マイナポータルから資格情報画面をダウンロードしたが、どこに保存されているのか？	保存場所はスマホのダウンロード先となり機種により異なります。保存先は携帯会社などにご確認ください。